

十勝農業委員会連合会の重点要請

1. 物価高騰対策及び輪作体系維持

ロシアのウクライナ侵攻等により、原油や液化天然ガス等の化石燃料、化学肥料及び原料、小麦やトウモロコシなどは輸入禁止措置や戦禍による混乱に伴う世界的な需給逼迫にあり、肥料・飼料などの輸入品価格が高騰し、先の見えない状況である。

（1）畑作関連

国は令和4年12月27日に「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、2030年度までの日本の農業の目標として、畑作関連では小麦9%、大豆16%、飼料用作物32%とそれぞれ生産面積の拡大を掲げた。

一方で、同じ畑作品目で輪作品目であるてん菜の交付金対象数量の上限を令和8年度までに14%減らす方針を示している。

更に、令和5年に電気料金の大幅値上げが行われ、経営環境はより一層厳しさを増している。

そこで、日本の食料生産基地である十勝の現状を踏まえ、下記事項について強く求めるものである。

- ① 広大な作付面積を持ち大型農業用機械などを用いる十勝型畑作農業や近代化・大規模化された酪農・畜産農業などに大きな影響が及ぶ燃料や関連物資の価格安定化について、早急に対策を講じること。
- ② 長期的な視野で取り組んできた減農薬・減化学肥料農法などの施策を目標前倒しで研究・確立させることや、不足物資の代替生産量確保について、ロシアなどに依存しない手立てを検討すること。
- ③ 輸入依存脱却には、国内農作物の作付面積の目標設定なども重要だが、十勝は連綿と堅持してきた輪作体系が基本となっており、小麦、大豆は増産、てん菜は大幅減産では目標達成どころか主産地である十勝の未来を展望す

ることが難しくなる。是非、現場の実態に即した具体的な政策を求める。

④ 生産資材価格の高騰や高止まりにより、農業経営が圧迫するなど経営難から離農の加速が懸念される。

肥料・飼料・農薬において、コロナ感染前の価格をベースに、上昇した差額を個々の農業経営者に補填するよう対策を講じること。

（2）酪農・畜産業関連

先の見えない生乳生産抑制と、飼料の高騰などによる厳しい経営環境の長期化は、酪農家の離農の大きな要因となっている。

北海道の令和5年2月の生乳生産量は前年同月対比で17,880tも減少しており、2年連続で実施される生乳生産抑制への懸念が酪農経営の先行きに影を落とし、大規模化によるランニングコスト増と併せ、北海道の酪農家はかつてない苦況に立たされている。

十勝の酪農地帯においても、離農跡の農地等の利用権設定を希望する生産者が激減し、あっせん不成立による再調整など、これまで想定されなかつた荒廃農地の発生・拡大、さらには食料自給率への悪影響も懸念される。

一方で、世界では異常気象や侵略などに起因する食料危機が叫ばれ、各国が自国で消費する食料の確保に乗り出している。

日本も食料政策の方向性は各国と変わらないはずである。

しかし、「食料安全保障強化政策大綱」では配合飼料価格高騰対策や資金繰り支援などの対策を打ち出しているものの、需給緩和への抜本的な対応は示されていない。

将来の不安を取り除き、生産者が担い手に安心して経営継承できるよう、現行の対策に加え下記事項について強く求めるものである。

① 脱脂粉乳の在庫解消について、品質向上や途上国への積極的な支援など、前例に捉われない攻めの姿勢であらゆる手を尽くすこと。

② 消費拡大について、期待されるインバウンド需要回復を含め、省庁連携等

により、大規模かつ持続的な手法で国内需要喚起を図ること。

- ③ 北海道十勝の加工乳製品について、官民一体で更なる高品質化や雄大な自然環境、安全安心なブランドイメージの醸成などにより、新たな販路である輸出先の開拓を推進すること。
- ④ 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛・乳用牛）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（最終校正令和5年11月29日付け5畜産第1816号通知）において、附則の2項で令和6年度の取り組みを実施しないものとなったが、当事業がなくなると、新規就農者など家畜の導入で全額自己負担となり、新規就農が進まなくなることが懸念されるため、令和6年度においても取り組みの実施を要請する。

2. 自然災害による農業被害対策について

平成 30 年 9 月 6 日未明に発生した北海道胆振東部地震では、十勝地方においても地震直後の大規模な停電の影響により生乳の大量廃棄が行われるなど、農畜産物に甚大な被害が発生した。また、平成 28 年 8 月の台風による河川氾濫により被害を受けた農地は、復旧工事を終えたものの、地力を被災前の状態に回復するには長い年月を必要とし、今なお生産者の経営に負担となっている。

日本の食糧の安定供給を担っている本道・十勝の農業者が、将来の営農継続に明るい希望が持てるよう、また、今後の自然災害リスクに備え、下記事項について強く求めるものである。

① 農業・農村における防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠排水設備などの速やかな再整備、更に交通・物流機能などの強靭化のほか自然災害により農業被害が発生した場合は、被災農業者が早期に営農を再開できるよう、農地や農業用施設等の復旧支援や円滑な融資を行うこと。

また、大規模停電の再発防止に向け、非常用電源の供給体制を構築するとともに、地域における酪農・畜産の再生可能エネルギーを活用した電力の地産地消の実現への取り組みへの支援を進め、安定供給体制を構築すること。

② 復旧した被災農地においては、耕作と営農に支障がないよう、生産力の回復に必要な事業予算を確保し、土づくりや排水対策など農地の耕作環境の改善と被災農家の負担軽減などへの支援を継続的かつ長期的に行うこと。

3. 農業基盤整備事業等予算の確保について

現代農業はスマート農業などの省力化や生産性向上対策、新規作物の導入などによる市場開拓などにより、国際的な生産競争激化への対応が求められている。

このため、農業基盤整備事業の更なる推進は、生産性の向上や高品質な農畜産物の生産など、わが国の食料自給率向上にとって不可欠であることから、下記事項について強く求めるものである。

- ① 農村現場に必要な農業基盤整備予算を継続的に確保するとともに、地域のほ場条件にあった事業制度の弹力的な運用や地元負担の軽減に配慮すること。
- ② 農用地区域と一体的に活用可能な場合について、離農者の廃屋等や山林原野などの非農地の農地化に対する支援制度を創設すること。
- ③ ロボット技術やＩＣＴ（情報通信技術）、ＡＩ（人工知能）などを活用したスマート農業は、農作業の省力化や精密化、高品質作物の生産の実現が可能となることから、生産現場への導入・普及を目指す取り組みを積極的に支援すること。
- ④ 農業基盤整備事業実施地区内の農地に介在する旧河川敷地等を農業者が周辺農地と一体的に耕作する目的で購入する場合、測量経費等が経済的な負担にならないよう配慮すること。
- ⑤ 十勝管内では新たなバイオガスプラントの建設事業が複数計画されているが、バイオガスプラント建設の際の送電網等の電力供給設備に係る事業費については、自己負担を伴うことからその軽減を図るための補助対策を講じること。

4. 所有権移転による農地利用集積の推進について

十勝では、耕作者自らが農地を所有し営農するという基本的な考えに立ち、離農や相続、規模縮小などに際し、農業委員会を中心に地元農業者等と連携しながら、所有権移転による地域の担い手への農地利用集積に取り組んでおり、その結果、集積率、農地の自作率共に、全国に比べ高い水準を維持しており、耕作放棄地もほとんどない。

地域の担い手の農地所有は、農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を続けるために重要であり、農地所有権移転を促進するための施策拡充を早急に行うことが必要であることから、下記事項について強く求めるものである。

- ① 譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び所有権移転までの期間に応じて控除額にメリハリを付けることや、非農家所有農地の固定資産税をその所有年数に応じて増額するなど、効果的な税制上の措置を講じること。
- ② 機構集積協力金の対象を賃貸借に限定せず、十勝の農業の実態に即し、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業も対象とするなど、現行の賃借中心の支援策に加え、売買による支援策も講じること。
- ③ 農業者への農地集積を進める上で重要な政策手段である農地保有合理化事業は、実質的に受け手が決まっている農地しか対象にしていないが、国として国民の食を守るために農地が必要であり、受け手が決まっていない農地の買入れを積極的に実施すること。

5. 有害鳥獣の駆除対策について

令和4年度における十勝管内の有害鳥獣農林業被害額は、額の大きい順にエゾシカ、カラス類、ヒグマ、キツネ等となっており、被害総額は6億2100万円にのぼる。

この中でも、エゾシカによる被害額は4億7000万円と全体の約75%を占めている。(全道で第4位の被害額)

農作物別では、ビート(20.4%)、牧草(19.8%)、ばれいしょ(11.3%)、デントコーン(11.1%)、小豆(9.0%)、小麦(6.9%)など農作物全体に被害が及んでいる。

被害額は増加を続けるのに対し、駆除を行うハンター数はこれまでも減少傾向にあったが、銃刀法改正により更なる減少が懸念される。

ハーフライフル銃の所持は、現在は経験不問だがライフル銃と同様に所持まで10年の経験が必要となる予定であり、経験の浅いハンターは威力が弱く射程の短い散弾銃の所持のみ許可され、被害の大部分を占めるエゾシカ、ヒグマなど大型鳥獣駆除は不可能となる事から、担い手の確保や育成に支障をきたし農業被害の拡大につながる事が危惧される。

北海道や北海道猟友会、研究者などの反対声明を受け、警察庁から特例を設ける事が発表されたが、担い手のハーフライフル銃所持が将来に渡って担保されたものではない。

有害鳥獣による農業被害に関する深刻な実態を踏まえ、下記事項について強く求めるものである。

- ① ハーフライフル銃所持について、省庁間で調整し、銃刀法に特例制度を明記し、制度のPRや手続きの簡略化、迅速化を行うこと。
- ② 鳥獣被害防止総合対策交付金におけるハード対策として、シカわなや侵入防止柵の整備及び維持管理、また、ソフト対策としてハンター養成等の人材育成活動への支援などに対する必要予算を継続的に確保すること。
- ③ 処理加工施設の整備やジビエ(野生鳥獣肉)の流通体制の構築等地域の

特色を活かしたシカ肉の有効利用に向けた取り組みなどの支援策を講じること。

6. 国際通商交渉について

平成 30 年 12 月に環太平洋連携協定（T P P 11）、平成 31 年 2 月に日欧経済連携協定（日欧 E P A）、そして、令和 2 年 1 月に日米貿易協定、令和 4 年 1 月に東アジア地域包括連携協定（R C E P）が次々と発効し、農畜産物の輸入関税が引き下げられている。

また、日中韓自由貿易協定（F T A）なども継続的に交渉が進められている。

こうした国際通商交渉において、日本の農畜産物の関税引き下げによる市場開放が強く求められることは、国内の農畜産物の生産額への影響が大きなものとなることから、下記事項について求めるものである。

- ① T P P 11 や日欧 E P A、日米貿易協定の発効されている協定においては、地域農業への影響の検証や農業者が安心して営農に取り組めるよう関連対策費を継続的に確保し、体质強化や経営安定強化などの万全な対策を講じること。
- ② 今後は、いかなる国際通商交渉においても本道・十勝の重要品目（米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖、雑豆、軽種馬）への十分な国境措置を確保するとともに、その交渉内容や影響などについての情報提供と丁寧な説明を行うこと。

7. 経営支援対策強化について

安全・安心な食料供給を維持し続ける十勝農業は、自然災害による被害を乗り越え、農業者の不断の努力により食料自給率1,212%を達成し、生産高も上昇傾向となっている。

これまでの努力を無に帰すことなく、担い手となる農業後継者等が安心して営農を継続できるよう、下記事項について強く求めるものである。

- ① 担い手が長期的に安定して営農するために農業経営所得安定対策の更なる充実強化を図ること。
- ② 農業者年金制度では、認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対する保険料の政策支援があり、経営主、その配偶者、直系卑属に対し適用されているが、その対象となっていない直系卑属の配偶者にも拡大して適用し、農業の担い手としての位置づけと地位向上を図ること。
- ③ 農業従事者の高齢化に伴う労働人口の減少や、農業経営の規模拡大が進む中で、後継者のみならず農業に関する労働力不足が深刻な課題となっており、外国人材の受入推進支援や総合戦略に伴う施策を活用した新たな人材確保策を講ずること。

8. 農業委員会関係予算の確保等について

十勝管内の農業委員会は、転用規制の厳格化や遊休農地対策の強化など、関係法令の改定に伴う法定業務が増加する中、適正に農地行政を推進している。

また、農業者年金や農業後継者対策などの業務のほか、ホームページを活用した情報発信など時代の流れに応じた自己改革にも取り組んでいる。

農業委員会が農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会として適正な業務を継続的に執行するため、下記事項について求めるものである。

- ① 市町村の財政状況に左右されず、農業委員会及び事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額すること。
- ② 農地制度に係る適正な業務執行の一層の推進を図り、担い手への農地利用集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動をより強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。
- ③ 女性農業委員の活躍が期待される中、必要となる知見を広げるための研修会等への参加経費に係る予算を確保すること。

9. 農地中間管理事業の円滑な実施

農業経営基盤強化促進法の改正により、農地中間管理機構及び市町村、農業委員会の連携協力がますます重要になるため、農地流動化対策が滞ることの無いよう、下記のとおり同機構に対する指導・支援等を強く求める。

- ① 地域計画を策定した時点で農用地利用計画による貸借が出来なくなるが、現在行っている利用集積計画による貸借は農地中間管理事業に統合されるため、十勝においては農地中間管理事業の事業量は大幅な増が見込まれる※ことから、確実な事業遂行に向けて、農地中間管理機構に対し、必要な事務執行体制強化・人材育成に関する指導・指示を行うこと。

※ 令和4年度十勝地方19市町村貸借実績

種別	実績（件数、面積）	
農用地利用集積計画	1,506 件	9,385ha
農地中間管理事業	10 件	59.6ha

作付け時の混乱を避けるため、手続きは農閑期の冬季（11月～3月）に集中して行う必要がある。

10. 農地売買等事業に係る手数料徴収について

農業経営基盤強化促進法の改正により、3条許可以外の農地の貸借及び売買は農地中間管理機構が行うが、同機構として認可を受けた北海道農業公社は農業者支援の目的で事業に取り組むはずである。

しかし、同公社は貸借事業である農地中間管理事業は、当面の間手数料を徴収しないが、売買事業である農地売買等事業に関しては、農地の出し手及び受け手から手数料を徴収すると公表している。

理由は、人件費や事務所管理費などの事業費や共通管理費が補助対象外であるため、その補填が目的と説明している。

同公社は農業経営基盤強化促進法において、都道府県ごとに1つだけと決められた機構として独占的な地位にあるにも関わらず、自身の経営努力などの説明も無いまま守るべき農家等に一律の負担を求めている。

このままでは、売買中止による土地改良事業の断念、農地売買等事業を行う際の手数料相当額の価格上乗せ、新規農地法第3条許可申請及び不許可処分への異議申立て、闇耕作など様々な現場の混乱が想定される。

それらの不安要素は、農業委員会による農地の利用の最適化を妨げ、全部効率利用に関する指導等の活動を困難にするものである。

国はこれらの事実を調査・把握し、要因を分析するとともに、事業を利用する出し手や物価高騰に苦しみながらも規模拡大に取り組む受け手にいらぬ負担を強いる結果に対して、速やかで適切な対応を強く求める。

令和5年度農地売買等事業実績（十勝管内）

事業名	件数	面積	金額
農地売買等事業	320件	2,478.07ha	3,702,177千円

11. 牛のヨーネ病発生農場の検査の緩和措置について

主に牛に発生するヨーネ病は、ウイルスの潜伏期間が非常に長く、検査で見つけづらいこと、そしてワクチンや治療薬がないため、家畜伝染病予防法において病原性の法定伝染病に指定されている。

更に牛のヨーネ病の患畜が確認された農場では、殺処分や洗浄などの飼養管理を実施するほか、同居牛に対する3年間の検査の実施義務の他、その期間に新たな患畜が発生した際は、その時点から新たに3年間の検査実施が義務付けられるなど、対策が長期に及ぶこととなる。

この他、感染が確認された農場内における牛の移動制限や預託先などにおいても同様の管理が求められ、併せて隔離用の牛舎の増築や、長期間の検査等が必要とされている。

検査で発見しにくいウイルスだが、生乳や食肉加工品などから人体への健康被害報告は皆無で、寒冷地以外での症例報告も少ないとから厳重管理が妥当であるか不明確である。

国はワクチンや治療薬の開発状況も示さず、ウイルス撲滅や弱毒化の目途や終息の根拠もないまま、当事者である農家並びに対応にあたる関係者にのみ撲滅を理由に終わりのない過度な負担を強いている。

時代は変わり、生乳生産抑制やあらゆる生産コストの高騰を適正価格に反映することが出来ない厳しい経営環境から離農者が続出する中で、経営に影響するような過剰なコストが伴う隔離対策を求めては、農家の意欲を削ぎ、十勝から担い手がいなくなってしまう事が危惧される。

国は画一的な対応を見直し、管理検査や殺処分等を農家主導で管理している海外の事例も踏まえ、今後の我が国における牛のヨーネ病対策に関して、検査内容や検査期間等について、現場の負担が軽減されるような検討を早急に実施するよう要望する。